

第 号
年 月 日

様

野田市長 

野田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所については、介護保険法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定により、次のとおり指定更新(却下)することになったので通知します。

1 指定更新の内容

申 請 者	
事 業 所 名 称	
所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
指 定 更 新 年 月 日	年 月 日
指定更新有効期間満了日	年 月 日
介 護 保 険 事 業 所 番 号	
サ ー ビ ス の 種 類	

2 却下の理由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。